同部ヤマダ電機グループ未来を考える会のうち3中
「個人の党費・会費　81,300（271人）」を
「個人の党費・会費　81,352（271人）」に改め、
同部ヤマダ電機グループ未来を考える会のうち4中
「政治活動費　139,981　組織活動費　124,651」を
「政治活動費　119,981　組織活動費　104,651」に改める。

○総務省告示第三百九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百二十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年十一月六日

総務大臣　山本　早苗

〔政党〕の部民主党参議院比例区第13総支部のうち3中
「政治団体分　23,000,000」を
「団体分　23,000,000」に改め、
同部民主党参議院比例区第13総支部のうち5中
「（政治団体分）
電機連合政治活動委員会　23,000,000　都・港区」を
「（団体分）
電機連合　23,000,000　都・港区」に改める。
〔資金管理団体〕の部次世代政策研究機構のうち5の次に次のように加える。
6　資産等の内訳
（借入金）
苫米地英人　2,770,000
同部新日本情勢調査会のうち1中
「収入総額　27,578,203」を
「収入総額　28,198,203」に、
「本年収入額　6,001,622」を
「本年収入額　6,621,622」に改め、
同部新日本情勢調査会のうち3中
「政治団体分　5,000,000」を
「政治団体分　5,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　620,000
新年会　620,000」に改め、
同部地球エネルギー環境経済研究会のうち3中
「政治経済セミナー　14,509,475」を
「2013政治経済セミナー　14,509,475」に改め、
同部地球エネルギー環境経済研究会のうち6中
「政治経済セミナー(256人)　14,509,475　都・港区」を
「2013政治経済セミナー（256人）　14,509,475　都・港区」に改め、
同部飛翔会のうち4中
「寄附・交付金　7,651,710
その他の経費　1,177,549」を
「寄附・交付金　3,829,259
その他の経費　5,000,000」に改め、
同部飛翔会のうち
「6　資産等の内訳
（借入金）
奥村　展三　3,822,451」を削る。
〔その他の政治団体〕の部関西政治研究フォーラムのうち1中
「収入総額　2,036,000
本年収入額　2,036,000」を
「収入総額　2,036,056
本年収入額　2,036,056」に改め、
同部関西政治研究フォーラムのうち3中
「政治団体分　2,036,000」を
「政治団体分　2,036,000
その他の収入　56
一件十万円未満のもの　56」に改め、
同部平成研究会のうち3中
「寄附　242,620
政治団体分　242,620
機関紙誌の発行その他の事業による収入　96,220,698
平成研究会セミナー　96,000,698」を
「寄附　2,742,620
政治団体分　2,742,620
機関紙誌の発行その他の事業による収入　93,720,698
平成研究会セミナー　93,500,698」に改め、
同部平成研究会のうち5中
「福志政経懇話会　149,000　千代田区」を
「福志政経懇話会　149,000　千代田区
自由民主党佐賀県参議院選挙区第一支部　1,000,000　佐賀市
自由民主党千葉県第六選挙区支部　1,500,000　松戸市」に改め、
同部平成研究会のうち6中
「平成研究会セミナー（平成25年3月6日開催）（2,399人）　96,000,698　都・港区」を
「平成研究会セミナー（平成25年3月6日開催）（2,398人）　93,500,698　都・港区」に改め、
同部平成研究会のうち7中
「自由民主党佐賀県参議院選挙区第一支部　1,120,000　佐賀市」を
「自由民主党佐賀県参議院選挙区第一支部　120,000　佐賀市」に改め、
「自由民主党千葉県第六選挙区支部　1,500,000　松戸市」を削り、
同部ヤマダ電機グループ未来を考える会のうち1中
「収入総額　1,813,901
前年繰越額　216,701
本年収入額　1,597,200」を
「収入総額　1,833,975
前年繰越額　236,753
本年収入額　1,597,222」に改め、
同部ヤマダ電機グループ未来を考える会のうち3中
「個人の党費・会費　1,597,200（2,664人）」を
「個人の党費・会費　1,597,222（2,664人）」に改める。

○総務省告示第三百九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月六日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成５年分

〔その他の政治団体〕

練成塾義榮館

報告年月日　27. 9. 2

1　収入総額	12,311
前年繰越額	12,311
2　支出総額	0

平成８年分

〔その他の政治団体〕

政治結社御國塾

報告年月日　27. 6.18

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成９年分

〔その他の政治団体〕

政治結社御國塾

報告年月日　27. 6.18

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成10年分

〔その他の政治団体〕

政治結社御國塾

報告年月日　27. 6.18

1　収入総額	0
2　支出総額	0